

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

**利用した覚えのない  
請求を支払わずに  
無視しましょう！**

未払い代金の債権回収  
をしているという業者か  
らパソコンにメールが届  
いた。「滞納しているイン  
ターネット接続回線と有  
料サイト利用料の請求」  
とのことだが、利用した  
覚えがない。「期日までに  
連絡しないと、法的手段  
に訴える」と書いてある。  
業者には連絡していい  
が、どうしたらよいか。  
(当事者：80歳代男性)

## 【ひとこと助言】

パソコンや携帯電話等への  
メールで、利用した覚えのな  
い料金を請求される「架空請

求」に関する相談が寄せられ  
ています。

期日までに連絡するように  
等と書いてあっても、絶対に  
連絡してはいけません。

業者からの請求がエスカレ  
ートしたケースもあります。

「訴訟を起こす」「弁護士対応  
になる」等不安をあおるよう  
なことが書かれていても、利  
用した覚えがなければ決して  
支払わず、無視しましょう。

(国民生活センター見守り新  
鮮情報より抜粋)



**モデルになるはずが、  
ネットクレジットを高額で  
買ったこと**

街で「雑誌モデルにな  
らないか」と声をかけら  
れ、説明を聞いた後、「次  
の審査に進むために無料  
の美颜エステを受けてほ  
しい」と言われエステサ  
ロンに行った。そのサロ  
ンで紹介された人から、  
「50万円のネットクレジット  
を買ったことにすると無料  
で脱毛エステを受けるこ  
とができる。クレジット  
契約の毎月の支払いは当

社がする。あなたには迷  
惑はかけない」と言われ  
契約した。しかし、1回  
分の入金があっただけで、  
その後、連絡が取れなく  
なった。  
(当事者：大学生女性)

## 【ひとこと助言】

「モデルにならないか」等と  
街で声をかけられたのをき  
かけに、複数の事業所や従業  
員が登場し、商品を購入させ  
られ、最終的に高額なクレジ  
ットの支払いが残ったという  
相談が寄せられています。

業者は、その気になるよう  
な言葉をかけてきますが、販  
売目的を隠した勧誘の可能  
性があります。その場で承諾  
せずに、家族に相談する等慎重  
に検討しましょう。「当社が支  
払う」「後で返金する」等と言  
われても信用してはいけませ  
ん。そのような場合は、絶対  
に契約しないことが大切です。  
(国民生活センター子どもサ  
ポート情報より抜粋)



**断つたのに高額な  
「皇室」の本が  
送られてきた**



数日前に、高齢の母が  
「昭和50年代の天皇家の  
ことが分かる楽しい本が  
あるので買いませんか。」  
と電話で勧誘された。母  
は「新聞や本も読めず興  
味ありません」と断つた  
が、宅配便で皇室に関す  
る書籍が送付され、受け  
取ってしまった。  
(当事者：80歳代女性)

## 【ひとこと助言】

注文や承諾をしていない商  
品が届いても、受け取る義務  
も支払う義務もありません。  
宅配業者に「受け取りません」  
と伝え、受け取り拒否をし  
ましょう。受け取り拒否をし  
ても宅配業者に迷惑はかかりま  
せん。「確認が取れない荷物は  
受け取らない」というルール  
を、家族で作っておくのも一  
つの方法です。  
(国民生活センター見守り新  
鮮情報より抜粋)

**司法書士による  
無料法律相談**

司法書士会より司法書士相  
談員が派遣され、消費生活に  
関する相談が無料で受けられ  
ます。相談の2日前までにご  
予約ください。

◇日時 7月3日(金)午前9  
時30分～11時30分

◇相談場所・受付 美浦村消  
費生活センター

## 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時  
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)  
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎0570-064-370
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379